

生活必需品の支給

対象 住家の「全壊」または「大規模半壊・半壊」により、生活上必要な寝具その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方

※貸家やアパートなどの賃貸住宅にお住まいの場合も対象となります。

※被害状況の判断は区役所税務課による家屋調査によるものとします。

支給基準額 (支給の上限) 家屋の被災状況および世帯人員数により、支給基準(上限額)が異なります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごとに加算
全壊	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
大規模半壊・半壊	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円

支給品一覧

品名	金額	品名	金額
寝具(敷布団、掛け布団など6点シングルセット)	6,000円	紙おむつ(子供用)※パンツタイプ S・M・L	1,100円
タオルケット	1,590円	紙おむつ(子供用)※テープタイプ S・M・L	1,430円
2枚入肌着M, L, LL	870円	紙おむつ(大人)※パンツタイプ M(M~L)、L(L~LL)	1,350円
男性トランクス(1枚入) M・L・LL	400円	紙おむつ(大人)※テープタイプ M(M~L)、L(L~LL)	2,040円
男性トランクス(2枚入) M・L・LL	660円	フライパン(26cm)IH対応	800円
女性ショーツ(1枚入) M・L・LL	420円	包丁	850円
女性ショーツ(2枚入) M・L・LL	650円	まな板	540円
タオル(5枚入)	520円	バケツ(8L)	360円
男性靴下(1足)	310円	箸	100円
女性靴下(1足)	310円	やかん(2.3L)IH対応	900円
箱ティッシュ(5コ入)	250円	茶碗	300円
トイレトーパー(12ロール)	310円	両手鍋(20cm)IH対応	1,490円

必要書類 「住家」のり災証明書(コピーで可)、申請書、委任状および代理人の身分を証明するもの(代理人が別世帯の場合のみ)

申込み 総合相談窓口(2ページ参照)へ

※申請後、現物を配送します(2~3週間ほどかかります)。

詳しくは、健康福祉政策課(☎096-328-2340)へ

お困りの方へ資金を貸し付けます!

災害援護資金

地震により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

対象 世帯主が負傷または住居(半壊または全壊)、家財に被害を受けた方

■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

※1 所得額とは平成27年度市県民税証明書(所得証明書)における世帯全員の所得金額5人以上1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
世帯の住居が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず所得制限額は1,270万円となる。

■貸付金額

貸付区分	貸付限度額
(1)世帯主が負傷した場合(療養に1か月以上かかること)	家財、住居とも損害がない場合 150万円
(2)世帯主が負傷した場合 (療養に1か月以上かかること)	(ア)家財の損害が1/3以上 250万円
	(イ)住居が半壊した場合 270万円(350万円)※2
	(ウ)住居が全壊した場合 350万円
(3)世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約1か月かからない場合も含む)	(ア)家財の損害1/3以上 150万円
	(イ)住居が半壊した場合 170万円(250万円)※2
	(ウ)住居が全壊した場合(工の場合除く) 250万円(350万円)※2
	(エ)住居の全体が滅失など 350万円

※2 被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえないなど特別の事情がある場合は()内の金額が貸付限度額になります。

●「住居」とは原則自己所有のもの。ただし、全壊した場合は、賃貸住宅でも対象となる。

●ここで言う「滅失」とは、住居が全壊した場合もしくは半壊の場合で、取り壊さざるを得ない場合のこと。

■貸付条件 利率:年3%(据置期間中は無利子)
償還期間:10年(据置期間含む)

据置期間:3年
その他:弁済資力のある連帯保証人が必要

詳しくは、生活再建支援課
被災者支援情報ダイヤル(☎0120-013-572)へ。

事業者・農林漁業者の方へ

熊本地震災害特別融資制度

対象 市内に6か月以上住み、同一事業を6か月以上経営している中小企業者

受付期間 7月31日まで

内容 限度額:1,500万円以内

期間:7年以内(据置期間1年以内を含む)

利率:固定 年2.0%以内

※利子補給利率:2.0%以内(貸出金利を限度)※3年間

保証料率:年0.25%~1.70%

資金用途:運転資金、設備資金

相談窓口 くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター(☎096-355-7402)、
取扱金融機関、熊本商工会議所、市内各商工会

取扱金融機関 肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合

詳しくは、商業金融課(☎096-328-2424)へ

震災特例融資制度(農林漁業者向け)

対象 本人のり災証明書が確認できる農林漁業者など

内容 災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 など

詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店(☎096-353-3104)へ